平成２７年（フ）第３９５号
埼玉県蓮田市蓮田４丁目70番地　関根ハイツＡ－203号
債務者　蓮見　和弘
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目230番地７
債務者　大野　　清
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
埼玉県草加市柳島町200番地１
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
埼玉県三郷市彦川戸１丁目284番地７
債務者　後藤真理子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣623番地33
債務者　大森　房子（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
埼玉県三郷市駒形378番地２　ミルキーハウス101、旧住所埼玉県三郷市彦江１丁目97番地レオパレス三郷中央清101
債務者　吉澤　壮一
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
埼玉県三郷市鷹野４丁目43番地　ソフィアＰａｒｔⅠ７号室
債務者　篠原　明江
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
埼玉県羽生市南羽生２丁目３番地17　ビレッジ南羽生205
債務者　渋井　貴広
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７６号
埼玉県熊谷市新堀1123番地１　籠原住宅11号棟306号
債務者　阿部　千春
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７７号
埼玉県本庄市児玉町児玉1645番地19
債務者　渡邉麻衣子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２号
大分県日田市大字庄手870番地９
債務者　羽野　和也
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第８４号
沖縄県那覇市長田２丁目33番48－607号コートヴィレッジ那覇
債務者　吉川　正英
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１０２号
沖縄県糸満市字武富595番地の173
債務者　金城　信文
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１７号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字向山３番地４向山住宅１号棟４号室、旧住所岩手県北上市藤沢15地割109番地２　ハイツサンワ
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第６９号
群馬県高崎市倉渕町川浦2932番地98
債務者　住谷　光広
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５９号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保381番地２三芳グリーンハイム203号
債務者　原田　欣也
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６０号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保381番地２三芳グリーンハイム203号
債務者　原田　悦子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日までさいたま地方裁判所川越支部